

## 登録教習機関情報

(一社)兵庫労働基準連合会淡路事務所は、労働安全衛生法第77条第4項に基づく登録教習機関としての更新を行い、下記のとおり登録更新されました。登録更新は5年ごとに行います。

なお、修了証に有効期限はありません。

登録した技能講習区分	登録番号	登録有効期限
フォークリフト運転技能講習	兵労基安登録第17号	令和11年3月30日
玉掛け技能講習	兵労基安登録第22号	令和11年3月30日
ガス溶接技能講習	兵労基安登録第23号	令和11年3月30日
高所作業車運転技能講習	兵労基安登録第177号	令和11年3月30日
小型移動式クレーン運転技能講習	兵労基安登録第182号	令和11年3月30日
安全衛生推進者養成講習	兵労基安登録第1号	令和6年9月6日
衛生推進者養成講習	兵労基衛登録第1号	令和6年9月6日